

WIPO 国際出願制度

実務アドバイス

～よくあるお問い合わせから～

WIPO 日本事務所



マドリッド制度の更新の手続きについて教えてください。

マドリッド制度では、国際登録後は、更新や各種変更をWIPO国際事務局に一つの手続きで申請できます。今回は、更新の手続きについて、よくいただくお問い合わせをご紹介します。

1. 手続きおよび様式の作成方法は？

WIPOが公表している「マドリッド制度の更なる活用にむけて」^{*1}の「国際登録の更新の申請書 様式MM11」をご参照ください。

2. 名義人は更新期間が切れる前に何か連絡をもらえますか？

もらえます。WIPO国際事務局では、期間満了の6カ月前に、名義人と代理人の双方に非公式の通知を送付しています。ただし、上記通知を受領していない場合も、支払い忘れの理由とは認められませんのでご注意ください。

3. オンラインで更新手続きを行う方法はありますか？

あります。E-Renewalサービス^{*2}の利用によりオンラインで簡便に更新手続きができます。国際登録の期間満了の3カ月前より利用可能です。更新料は、事後指定、減縮、各国の最終決

定による保護範囲の決定、部分的な無効なども考慮し算出されます。なお、支払い方法はクレジットカードもしくはWIPOの予納口座(Current Account)のみとなります。また、区分の減縮や名称・住所変更後に更新を行いたい場合は、E-Renewalではなく様式MM11をご利用ください。

4. 更新に合わせて、区分の減縮（様式MM6）や名称・住所変更（様式MM9）は行えますか？

更新手続きに区分の減縮や名称・住所変更を含めることはできません。更新期限までに区分の減縮や名称・住所変更を申請しておく必要があります。

期限直前にこれらを申請することも可能ですが、欠陥（不備）が生じた場合、更新期限前の申請と認められない可能性もあるため、時間に余裕を持って手続きすることをお勧めします。

5. 指定国が全て全部無効の国のみにりましたが、後に事後指定する可能性がある場合、更新することはできますか？

できません。有効な締約国の指定がない国際登録は更新できません。更新

し国際登録を維持するためには、更新期限までに事後指定で国を追加しておく必要があります。

6. 国際登録簿上の代理人以外も更新手続きはできますか？

できます。国際登録は、所定の料金の納付により更新されると規定されており、国際登録簿上の代理人でなくても手続きができます。ただし更新の証明書は、名義人または国際登録簿上の代理人にのみ送られます。あらかじめ代理人の選任をしたい場合は、別途様式MM12により申請しておく必要があります。

ご不明な点がございましたら、以下までお問い合わせください。

^{*1} http://www.wipo.int/export/sites/www/madrid/ja/forms/docs/making_the_most_of_the_madrid_system_mm_forms.pdf

^{*2} https://webaccess.wipo.int/trademarks_ren/

【WIPO日本事務所 お問い合わせ先（日本語）】

TEL: 03-5532-5045 (マドリッド制度)

TEL: 03-5532-5030 (その他制度等)

<https://www3.wipo.int/contact/en/area.jsp?area=wjo>